

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いま一つ納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。

「質問の募集」要項は57頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1 公費負担医療が適用され、自己負担金の徴収が生じない患者の場合には、医療費の内容のわかる領収証は交付しなくても構いませんか。(匿名希望)

A1 差し支えありません。
「保険医療機関及び保険医療費担当規則」(療担)や「保険薬局及び保険薬剤師療費担当規則」(薬担)では、医療費の内容がわかる領収証の交付について、「患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない」と義務付けています。しかし、公費負担医療が適用され、結果的に窓口での費用の支払いが生じない患者の場合には、この「患者から費用の支払を受けるとき」という部分には該当しないものと解釈できます。したがって、ご質問のようなケースについては、薬担や療担で義務付けられている領収証は交付しなくても差し支えありません。

ただし、個々の患者に医療費についてコスト意識を持ってもらうことは大事なことで、患者から求めがあった場合などには、自己負担金が「0円」の領収証を出すなどの対応は必要でしょう。

Q2 「後発医薬品への変更可」という指示の処方せんに基づいて後発医薬品へ変更して調剤しました。実際に調剤した後発医薬品の銘柄を保険医療機関へ情報提供しようと思うのですが、文書により情報提供する場合、何か決められた様式などはあるのでしょうか。(匿名希望)

A2 特に決められた様式はありませんので、保険薬局ごとに工夫・作成したものをを用いて情報提供すれば構いません。

「後発医薬品への変更可」と指示された処方せんにより後発医薬品へ変更して調剤した場合には、実際に調剤した後発医薬品の銘柄を保険医療機関へ情報提供することが求められています。これは、後発医薬品情報提供料を算定する際の要件とされているだけであって、それ以外のケースについては、必ずしも法的に義務付けられているものではありませんが、昨年の中央社会保険医療協議会(中医協)における議論の中で、医師会や病院団体の推薦委員から「患者が服用している医薬品がわからなくて困る。実際に調剤した医薬品の銘柄について情報提供して欲しい」との強い要望があったことを受けて反映されたものです。そのため、日本薬剤師会としても、保険医療機関との連携を図る観点から、調剤報酬点数の算定の有無にかかわらず後発医薬品に関する情報を提供するよ

Q
&
A

う会員に向けて周知しています。

しかし、後発医薬品情報提供料の算定要件では、処方せんを交付した保険医療機関への情報提供の方法について、具体的な手段を決めてはいません。したがって、文書により情報提供する場合には、処方せんを受け付けた保険薬局ごとに工夫・作成したものをを用いて情報提供することになります。ただし、処方せんを交付した保険医療機関側から特段の求めがある場合などは、それに応じた方法・手段により対応することが必要です。

また、1枚の処方せんに複数の医薬品が処方されており、後発医薬品への変更が複数品目にわたるようなケースでは、変更後の後発医薬品の銘柄を単に並べただけでは、どの先発医薬品がどの後発医薬品に変更されたのかがわかりにくい場合もあります。情報提供もしくは様式を作成する際には、変更前と変更後の医薬品を対比させた表記にするなど、情報の受け手の立場になって考えることも必要です。

Q & A

Q3 外用薬に係るレセプトの記載において、これまでは使用部位(用法)まで明らかにするよう求められていましたが、2006年4月調剤分からは使用部位の記載は不要なのでしょうか。(匿名希望)

A3 外用薬に係る用法(すなわち使用部位)については、調剤報酬明細書(以下、レセプト)の「処方」欄への記載は省略できます。

レセプトの記載要領において、「処方」欄における用法については、これまで剤形(内服薬、屯服薬、浸煎薬、湯薬、一包化薬、注射薬、外用薬)にかかわらず記載することとされてきました。そのため、外用薬については、使用部位まで明らかにするよう求められてきたところです。しかし、これまでの審査における状況などを鑑み、2006年4月調剤分のレセプトからは、外用薬に係る用法については記載を省略することができるよう見直されています(表)。

表 レセプトの「処方」欄への記載方法

改正前(2006年3月調剤分まで)
<p>所定単位(内服薬(浸煎薬、湯薬及び一包化薬を除く。以下同じ。))及び一包化薬にあつては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、浸煎薬、湯薬、注射薬及び外用薬にあつては1調剤分)ごとに調剤した医薬品名、用量(処方せんにおいて1日用量による記載でないものにあつては1回用量及び1調剤分の投薬全量)、剤型及び用法を記載し、次の行との間を線で区切ること。 <以下、省略></p>
↓
改正後(2006年4月調剤分より適用)
<p>所定単位(内服薬(浸煎薬、湯薬及び一包化薬を除く。以下同じ。))及び一包化薬にあつては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、浸煎薬、湯薬、注射薬及び外用薬にあつては1調剤分)ごとに調剤した医薬品名、用量(内服薬については、1日用量、内服用滴剤、注射薬及び外用薬については、投薬全量、屯服薬については1回用量及び投薬全量)、剤型及び用法(外用薬については、省略して差し支えない。また、注射薬については、以下の例により記載する。)を記載し、次の行との間を線で区切ること。 <以下、省略></p>

